

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（承認等の通知）</p> <p>7 の 2－7 令第 4 条の 5 第 4 項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。</p> <p>(1) 申請者への通知は、「<u>特例輸入者承認書</u>」（C－9010）又は「特例輸入者不承認通知書」（C－9020）（以下この節において「<u>承認書等</u>」という。）を交付することにより行うこととする。</p> <p>(2) <u>承認書等</u>の交付は、承認申請書を受理した日（署所の窓口担当部門に提出された場合にあつては、当該窓口担当部門において受理した日）から 1 月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により 1 月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 保税地域</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 保税蔵置場</p> <p>（承認等の通知）</p> <p>50－5 令第 42 条第 4 項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。</p> <p>(1) 申請者への通知は、「<u>特定保税承認者承認書</u>」（C－9011－1 又は C－9011－2）又は「特定保税承認者不承認通知書」（C－9021）（以下この節において「<u>承認書等</u>」という。）を交付することにより行うこととする。</p> <p>なお、承認通知書には、承認を開始する日及び承認の有効期間（8 年間）を付記した上で通知するものとする。</p> <p>(2) <u>承認書等</u>の交付は、承認申請書を受理した日（署所の窓口担当部門に提出された場合にあつては、当該窓口担当部門において受理した日）から 1 月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により 1 月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 運送</p> <p>（承認等の通知）</p> <p>63 の 2－3 令第 55 条の 5 第 5 項の規定に基づく承認又は不承認の申請者へ</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（承認等の通知）</p> <p>7 の 2－7 令第 4 条の 5 第 4 項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。</p> <p>(1) 申請者への通知は、「<u>特例輸入者承認通知書</u>」（C－9010）又は「特例輸入者不承認通知書」（C－9020）（以下この節において「<u>承認通知書等</u>」という。）を交付することにより行うこととする。</p> <p>(2) <u>承認通知書等</u>の交付は、承認申請書を受理した日（署所の窓口担当部門に提出された場合にあつては、当該窓口担当部門において受理した日）から 1 月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により 1 月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 保税地域</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 保税蔵置場</p> <p>（承認等の通知）</p> <p>50－5 令第 42 条第 4 項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。</p> <p>(1) 申請者への通知は、「<u>特定保税承認者承認通知書</u>」（C－9011－1 又は C－9011－2）又は「特定保税承認者不承認通知書」（C－9021）（以下この節において「<u>承認通知書等</u>」という。）を交付することにより行うこととする。</p> <p>なお、承認通知書には、承認を開始する日及び承認の有効期間（8 年間）を付記した上で通知するものとする。</p> <p>(2) <u>承認通知書等</u>の交付は、承認申請書を受理した日（署所の窓口担当部門に提出された場合にあつては、当該窓口担当部門において受理した日）から 1 月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により 1 月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 運送</p> <p>（承認等の通知）</p> <p>63 の 2－3 令第 55 条の 5 第 5 項の規定に基づく承認又は不承認の申請者へ</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の通知は、次による。</p> <p>(1) 申請者への通知は、「<u>特定保税運送者承認書</u>」（C-9012）又は「<u>特定保税運送者不承認通知書</u>」（C-9022）（以下この節において「<u>承認書等</u>」という。）を交付することにより行うこととする。</p> <p>(2) <u>承認書等</u>の交付は、当分の間、承認申請書を受理した日（署所の窓口担当部門に提出された場合にあつては、当該窓口担当部門において受理した日）から 2 月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により 2 月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 通関</p> <p style="text-align: center;">第 1 節の 2 輸出申告の特例</p> <p>（特例輸入者に関する規定の準用）</p> <p>67 の 3-5 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があつた場合、令第 59 条の 8 第 4 項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知、令第 59 条の 8 第 5 項の規定に基づく特定輸出者の承認内容の変更の届出については、それぞれ前記 7 の 2-6、7 の 2-7、7 の 2-8 及び 7 の 2-9（(1)を除く）の規定に準じて取り扱う。この場合において、7 の 2-7 中「<u>特例輸入者承認書</u>」（C-9010）又は「<u>特例輸入者不承認通知書</u>」（C-9020）」とあるのは、「<u>特定輸出者承認書</u>」（C-9013）又は「<u>特定輸出者不承認通知書</u>」（C-9023）」と、7 の 2-8 中「<u>法第 7 条の 5 第 1 号イからチまでのいずれか</u>」とあるのは、「<u>法第 67 条の 4 第 1 号イからトまでのいずれか</u>」と、「<u>法第 7 条の 11 第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれか</u>」とあるのは「<u>法第 67 条の 8 第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれか</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（認定等の通知）</p> <p>67 の 13-3 令第 59 条の 14 第 5 項の規定に基づく認定又は不認定の申請者への通知は、次による。</p> <p>(1) 申請者への通知は、「<u>認定製造者認定書</u>」（C-9014）又は「<u>認定製造者不認定通知書</u>」（C-9024）（以下この節において「<u>認定書等</u>」という。）を交付することにより行うこととする。</p> <p>(2) <u>認定書等</u>の交付は、当分の間、申請書を受理した日（署所の窓口担当部門に提出された場合にあつては、当該窓口担当部門において受理した日）から 2 月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により 2 月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p>	<p>の通知は、次による。</p> <p>(1) 申請者への通知は、「<u>特定保税運送者承認通知書</u>」（C-9012）又は「<u>特定保税運送者不承認通知書</u>」（C-9022）（以下この節において「<u>承認通知書等</u>」という。）を交付することにより行うこととする。</p> <p>(2) <u>承認通知書等</u>の交付は、当分の間、承認申請書を受理した日（署所の窓口担当部門に提出された場合にあつては、当該窓口担当部門において受理した日）から 2 月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により 2 月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 通関</p> <p style="text-align: center;">第 1 節の 2 輸出申告の特例</p> <p>（特例輸入者に関する規定の準用）</p> <p>67 の 3-5 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があつた場合、令第 59 条の 8 第 4 項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知、令第 59 条の 8 第 5 項の規定に基づく特定輸出者の承認内容の変更の届出については、それぞれ前記 7 の 2-6、7 の 2-7、7 の 2-8 及び 7 の 2-9（(1)を除く）の規定に準じて取り扱う。この場合において、7 の 2-7 中「<u>特例輸入者承認通知書</u>」（C-9010）又は「<u>特例輸入者不承認通知書</u>」（C-9020）」とあるのは、「<u>特定輸出者承認通知書</u>」（C-9013）又は「<u>特定輸出者不承認通知書</u>」（C-9023）」と、7 の 2-8 中「<u>法第 7 条の 5 第 1 号イからチまでのいずれか</u>」とあるのは、「<u>法第 67 条の 4 第 1 号イからトまでのいずれか</u>」と、「<u>法第 7 条の 11 第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれか</u>」とあるのは「<u>法第 67 条の 8 第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれか</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（認定等の通知）</p> <p>67 の 13-3 令第 59 条の 14 第 5 項の規定に基づく認定又は不認定の申請者への通知は、次による。</p> <p>(1) 申請者への通知は、「<u>認定製造者認定通知書</u>」（C-9014）又は「<u>認定製造者不認定通知書</u>」（C-9024）（以下この節において「<u>認定通知書等</u>」という。）を交付することにより行うこととする。</p> <p>(2) <u>認定通知書等</u>の交付は、当分の間、申請書を受理した日（署所の窓口担当部門に提出された場合にあつては、当該窓口担当部門において受理した日）から 2 月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により 2 月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 6 章の 2 認定通関業者</p> <p>（認定等の通知）</p> <p>79-3 令第 69 条第 4 項の規定に基づく認定又は不認定の申請者への通知は、次による。</p> <p>(1) 申請者への通知は、「<u>認定通関業者認定書</u>」（C-9015）又は「認定通関業者不認定通知書」（C-9025）（以下この節において「認定書等」という。）を交付することにより行うこととする。</p> <p>(2) <u>認定書等</u>の交付は、当分の間、申請書を受理した日（署所の窓口担当部門に提出された場合にあつては、当該窓口担当部門において受理した日）から 2 月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により 2 月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章の 2 認定通関業者</p> <p>（認定等の通知）</p> <p>79-3 令第 69 条第 4 項の規定に基づく認定又は不認定の申請者への通知は、次による。</p> <p>(1) 申請者への通知は、「<u>認定通関業者認定通知書</u>」（C-9015）又は「認定通関業者不認定通知書」（C-9025）（以下この節において「<u>認定通知書等</u>」という。）を交付することにより行うこととする。</p> <p>(2) <u>認定通知書等</u>の交付は、当分の間、申請書を受理した日（署所の窓口担当部門に提出された場合にあつては、当該窓口担当部門において受理した日）から 2 月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により 2 月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p>